

令和元年度（2019年度）
市町村決算の概要（速報値）について

- 1. 普通会計決算の概要 . . . P1 ~ P7
- 2. 地方公営企業会計決算の概要 . . . P8 ~ P13

令和元年度（2019年度）
市町村決算に係る健全化判断比率等の
概要(速報値)について

- 1. 健全化判断比率 P14
- 2. 公営企業の資金不足比率 P14

用語の説明

- 1. 普通会計 P16
- 2. 公営企業会計 P17
- 3. 健全化判断比率 P18
- 4. 資金不足比率 P19

担当：熊本県総務部市町村・税務局市町村課（財政班）
TEL：096-383-1111（内3406）、096-333-2107
FAX：096-384-6561

令和元年度（2019年度）市町村決算の概要（速報値）について

[注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

1. 普通会計決算の概要

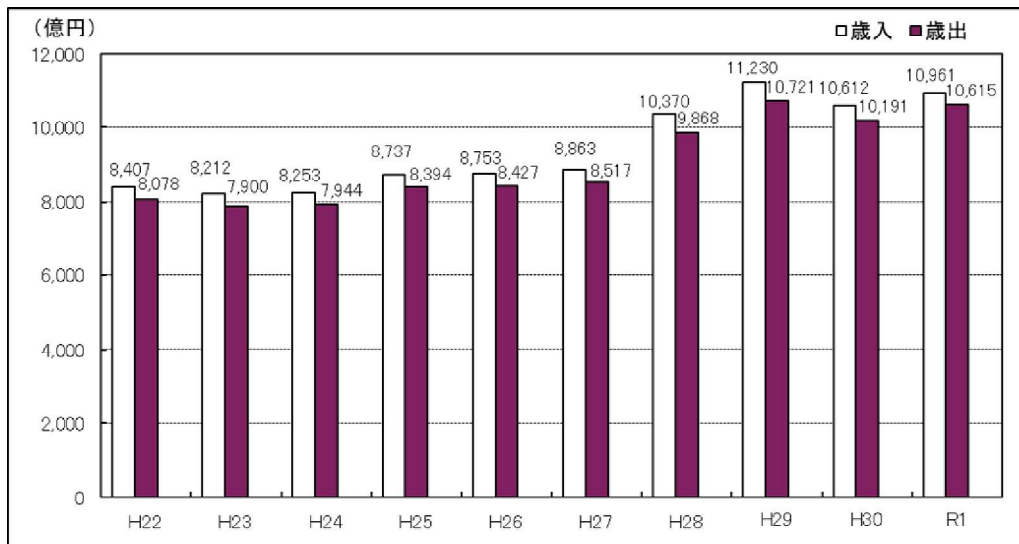
(1) 決算規模及び実質収支

- 歳入** … 歳入総額は、1兆961億円と前年度と比べて増加した。
（前年度比348億円増、3.3%増）
- 歳出** … 歳出総額は、1兆615億円と前年度と比べて増加した。
（前年度比424億円増、4.2%増）
- 実質収支** … 実質収支は、272億円の黒字で、全団体が黒字であった。

表1 決算収支

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減率		
				平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額 A	1,123,013	1,061,238	1,096,061	8.3	5.5	3.3
歳出総額 B	1,072,099	1,019,095	1,061,500	8.6	4.9	4.2
形式収支 C=A-B	50,914	42,143	34,562	1.5	17.2	18.0
翌年度繰越財源 D	18,747	11,742	7,359	9.9	37.4	37.3
実質収支 E=C-D	32,166	30,401	27,203	9.5	5.5	10.5
単年度収支 F	2,789	1,766	3,198	136.4	163.3	81.1
積立金 G	8,879	9,084	9,473	0.7	2.3	4.3
繰上償還金 H	270	410	40	皆増	51.8	90.3
積立金取崩し額 I	16,735	13,699	14,577	13.8	18.1	6.4
実質単年度収支 J=F+G+H-I	4,798	5,971	8,263	49.1	24.5	38.4

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、県支出金が減少した一方で、地方税、国庫支出金、地方債が増加したことから、前年度の1兆612億38百万円を348億24百万円(3.3%)上回り、1兆960億61百万円となった。

【主な項目】

- ・県支出金は、平成28年熊本地震に伴うみなし仮設住宅の供与に係る災害救助事業費や被災農業者向け経営体育成支援事業の復旧事業費が減少したこと等に伴い、123億52百万円(12.3%)の減となった。
- ・地方税は、指定都市への県費負担教職員の給与負担事務移譲に伴う税源移譲の満年度化や平成28年熊本地震に係る雑損控除対象者の減等により個人市町村民税が増加したほか、新築の増加による家屋の増、企業の設備投資の増加等による償却資産の増等により固定資産税が増となったため、69億69百万円(3.1%)の増となった。
- ・国庫支出金は、平成28年熊本地震後に進められた災害公営住宅整備事業が本格化したこと等に伴い、159億66百万円(8.4%)の増となった。
- ・地方債は、熊本城ホールの整備や西環状道路等の道路整備事業、災害公営住宅整備事業が増したこと等に伴い、221億68百万円(16.8%)の増となった。

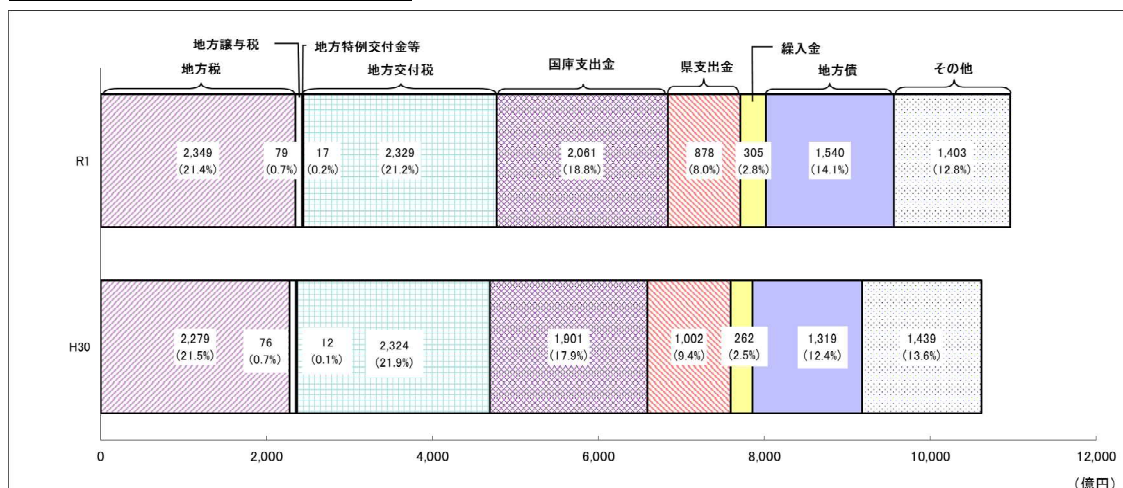
表2 歳入決算額

(単位:百万円, %)

区 分	平成30年度		令和元年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	227,897	21.5	234,865	21.4	6,969	3.1
うち個人市町村民税	86,382	8.1	89,617	8.2	3,234	3.7
うち法人市町村民税	19,954	1.9	19,551	1.8	403	2.0
うち固定資産税	95,321	9.0	99,103	9.0	3,782	4.0
地方譲与税	7,561	0.7	7,907	0.7	346	4.6
地方特例交付金	1,249	0.1	1,682	0.2	433	34.6
地方交付税	232,369	21.9	232,907	21.2	538	0.2
うち普通交付税	206,762	19.5	208,153	19.0	1,391	0.7
うち特別交付税	25,607	2.4	24,754	2.3	854	3.3
その他の一般財源	42,286	4.0	39,224	3.6	3,062	7.2
小計(一般財源計)	511,362	48.2	516,585	47.1	5,223	1.0
国庫支出金	190,108	17.9	206,074	18.8	15,966	8.4
県支出金	100,154	9.4	87,802	8.0	12,352	12.3
繰入金	26,165	2.5	30,517	2.8	4,351	16.6
地方債	131,865	12.4	154,034	14.1	22,168	16.8
うち臨時財政対策債	37,518	3.5	29,688	2.7	7,830	20.9
その他の特定財源	101,582	9.6	101,049	9.2	533	0.5
うち繰越金	47,272	4.5	38,282	3.5	8,990	19.0
歳入合計	1,061,238	100.0	1,096,061	100.0	34,824	3.3
うち自主財源計	355,234	33.5	366,039	33.4	10,805	3.0

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することのできる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、請取入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



(3)歳出(目的別)

歳出決算額は、前年度の1兆190億95百万円を424億5百万円(4.2%)上回り、1兆615億円となった。

目的別では、総務費、商工費、土木費、教育費は増加した一方で、衛生費、農林水産業費が減少した。

【主な項目】

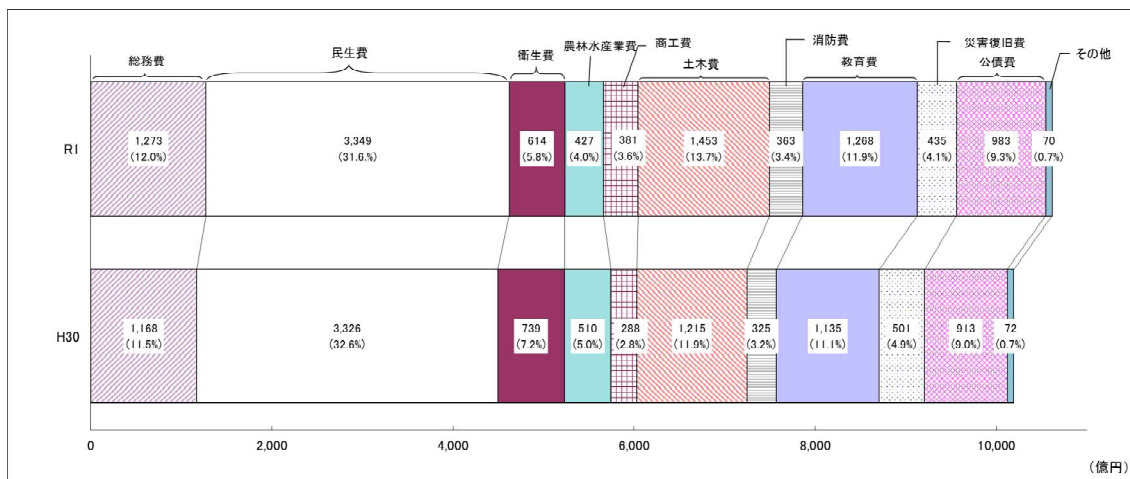
- ・総務費は、天草市の市民活動・生涯学習施設の整備事業の増等により、104億69百万円(9.0%)の増となった。
- ・商工費は、熊本市の熊本城ホール整備事業の増等により、92億33百万円(32.0%)の増となった。
- ・土木費は、平成28年熊本地震後に進められた災害公営住宅整備事業の増等により、238億59百万円(19.6%)の増となった。
- ・教育費は、小中学校空調設備設置事業の増等により、133億11百万円(11.7%)の増となった。
- ・衛生費は、八代市の環境施設建設事業、山鹿市の一般廃棄物処理施設整備事業の終了等により、124億39百万円(16.8%)の減となった。
- ・農林水産業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業の減等により、82億37百万円(16.2%)の減となった。

表3 歳出決算額(目的別)

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	116,782	11.5	127,251	12.0	10,469	9.0
民生費	332,635	32.6	334,932	31.6	2,298	0.7
衛生費	73,852	7.2	61,413	5.8	12,439	16.8
労働費	456	0.0	395	0.0	61	13.3
農林水産業費	50,961	5.0	42,724	4.0	8,237	16.2
商工費	28,843	2.8	38,076	3.6	9,233	32.0
土木費	121,453	11.9	145,313	13.7	23,859	19.6
消防費	32,486	3.2	36,319	3.4	3,833	11.8
教育費	113,473	11.1	126,784	11.9	13,311	11.7
災害復旧費	50,146	4.9	43,467	4.1	6,678	13.3
公債費	91,279	9.0	98,251	9.3	6,972	7.6
その他	6,729	0.7	6,575	0.6	154	2.3
歳出合計	1,019,095	100.0	1,061,500	100.0	42,405	4.2

図3 歳出決算額の構成比(目的別)の推移



(4)歳出(性質別)

性質別では、扶助費、公債費、普通建設事業費が増加した一方で、補助費等、災害復旧事業費が減少した。

【主な項目】

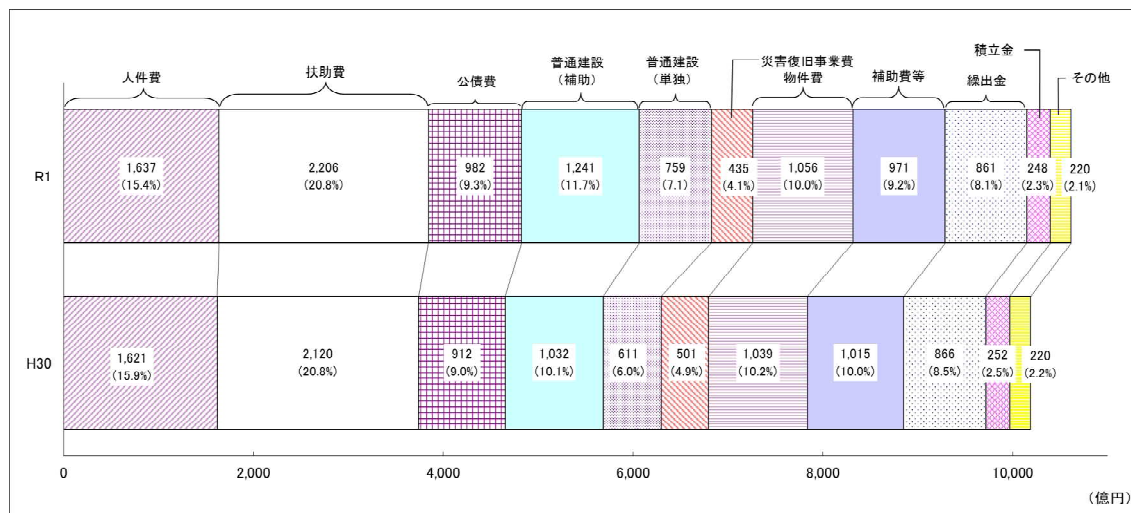
- ・扶助費は、障害者自立支援給付事業、施設型給付事業、児童扶養手当事業、私立保育園運営費負担事業の増等により、85億26百万円(4.0%)の増となった。
- ・公債費は、平成28年熊本地震に係る災害復旧事業債の償還の増等により、69億52百万円(7.6%)の増となった。
- ・普通建設事業費は、災害公営住宅整備事業の増等により、355億92百万円(20.9%)の増となった。
- ・補助費等は、被災農業者向け経営体育成支援事業の減等により、44億12百万円(4.3%)の減となった。
- ・災害復旧事業費は、平成28年熊本地震に係る災害復旧事業の減により、66億93百万円(13.3%)の減となった。

表4 歳出決算額(性質別)

(単位:百万円,%)

区 分	平成30年度		令和元年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費計	465,369	45.7	482,426	45.4	17,056	3.7
人件費	162,085	15.9	163,664	15.4	1,579	1.0
扶助費	212,043	20.8	220,569	20.8	8,526	4.0
公債費	91,242	9.0	98,193	9.3	6,952	7.6
物件費	103,900	10.2	105,628	10.0	1,728	1.7
維持補修費	7,431	0.7	7,823	0.7	392	5.3
補助費等	101,548	10.0	97,136	9.2	4,412	4.3
繰出金	86,603	8.5	86,091	8.1	512	0.6
積立金	25,161	2.5	24,843	2.3	318	1.3
投資的経費	220,101	21.6	249,001	23.5	28,900	13.1
うち普通建設事業費	169,955	16.7	205,548	19.4	35,592	20.9
うち補助事業	103,201	10.1	124,108	11.7	20,907	20.3
うち単独事業	61,134	6.0	75,863	7.1	14,728	24.1
うち災害復旧事業費	50,146	4.9	43,453	4.1	6,693	13.3
その他	8,982	0.9	8,552	0.8	430	4.8
歳 出 合 計	1,019,095	100.0	1,061,500	100.0	42,405	4.2

図4 歳出決算額構成比(性質別)の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で92.9%となり、前年度に比べ0.5ポイント上昇した。

前年度から比率が上昇した団体は27団体、低下した団体は14団体、前年度と同率の団体は4団体となった。

【参考】

- ・経常収支比率が100%を超えた団体は2団体（水俣市、南阿蘇村）であり、主な上昇要因は以下のとおり。

水俣市...一部事務組合におけるごみ処理施設の改修に係る負担金の増、防災行政無線整備に係る地方債の元利償還の増等

南阿蘇村...新庁舎建設や小規模住宅地区改良事業に係る地方債の元利償還の増、普通交付税の合併算定替の段階的縮減に伴う歳入の減等

表5-1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均） (単位: %)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
市	90.9	94.2	94.4	94.3	96.1
町村	85.6	88.6	89.0	91.6	91.5
市町村	87.2	90.3	90.7	92.4	92.9
全国	86.3	88.7	89.6	93.0	

()...総務省の公表前のため、令和元年度の全国の経常収支比率は空欄としている（～3月下旬に公表）

表5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

区分	H27	H28	H29	H30	R1
95%以上	1	7	6	10	14
90%～95%未満	12	18	21	22	19
85%～90%未満	19	15	14	11	10
80%～85%未満	9	3	4	2	2
75%～80%未満	4	2	0	0	0
75%未満	0	0	0	0	0
計	45	45	45	45	45

図5-1 過去5年の経常収支比率の推移

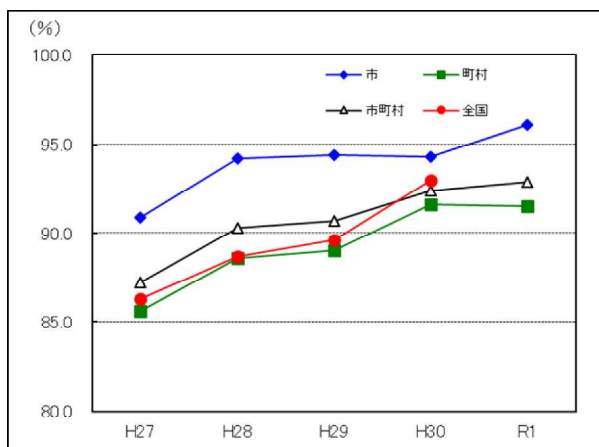
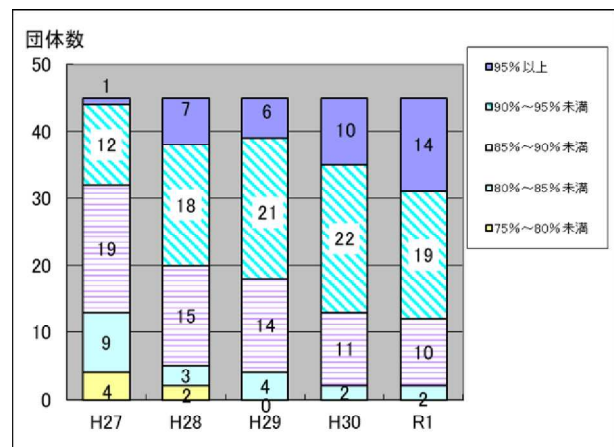


図5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆755億99百万円を616億18百万円(5.7%)上回り、1兆1372億16百万円となった。

また、積立金現在高は、前年度の2,252億4百万円を5億64百万円(0.3%)下回り、2,246億39百万円となった。

表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額			対 前 年 度 増 減 率		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地方債現在高 (A)	1,028,554	1,075,599	1,137,216	6.7	4.6	5.7
債務負担行為の翌年度以降支出 予定額 (B)	181,297	201,123	188,439	1.4	10.9	6.3
積立金現在高 (C)	220,793	225,204	224,639	3.2	2.0	0.3
財政調整基金	104,076	102,399	100,449	5.0	1.6	1.9
減債基金	27,142	28,188	29,088	0.4	3.9	3.2
その他の特定目的基金	89,575	94,616	95,102	16.2	5.6	0.5
(A) + (B) - (C)	989,058	1,051,518	1,101,016	6.5	6.3	4.7
標準財政規模 (D)	507,195	507,214	509,796	4.9	0.0	0.5
(A + B) / (D) * 100	238.5	251.7	260.0			
(C) / (D) * 100	43.5	44.4	44.1			
{(A) + (B) - (C)} / (D) * 100	195.0	207.3	216.0			

積立金現在高は、平成28年熊本地震復興基金を含む。なお、この分を除くと、令和元年度末残高は2,185億81百万円となる(対前年度比0.4%増)。

令和元年度(2019年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	基金			標準財政 規模
										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市*	407,076	398,501	8,575	6,671	434	91.6	0.70	481,313	22,892	4,096	6,306	12,490	192,806
八代市	63,312	62,468	844	714	432	94.8	0.50	71,248	7,372	2,351	706	4,315	32,751
人吉市	18,702	18,360	342	320	254	99.9	0.44	16,111	1,345	147	156	1,042	8,842
荒尾市	23,764	23,645	119	78	273	91.1	0.49	15,722	6,584	3,757	806	2,022	11,744
水俣市	16,216	15,942	274	231	577	101.7	0.38	15,536	2,651	550	453	1,649	8,060
玉名市	35,523	34,248	1,275	1,242	66	99.7	0.44	35,204	9,174	5,257	1,089	2,828	17,852
山鹿市	31,426	29,011	2,415	2,360	1,076	99.8	0.34	34,481	14,719	6,671	5,069	2,979	16,656
菊池市	28,263	28,037	226	45	768	97.3	0.43	34,342	10,832	5,395	1,933	3,504	14,714
宇土市*	17,485	17,090	396	347	401	95.5	0.52	19,755	5,893	3,220	233	2,439	8,593
上天草市	21,558	20,937	621	446	1,334	97.7	0.25	17,810	8,110	3,334	619	4,157	10,075
宇城市*	36,470	35,155	1,315	938	513	95.0	0.41	38,334	15,112	9,457	730	4,926	16,947
阿蘇市*	20,758	19,630	1,128	807	577	95.0	0.36	21,521	4,820	1,547	120	3,153	9,506
天草市	60,704	59,079	1,625	1,535	1,590	95.0	0.27	53,365	15,058	8,900	1,978	4,179	31,300
合志市	26,885	25,993	892	761	245	91.2	0.68	21,355	7,823	3,578	986	3,259	13,042
市計	808,142	788,095	20,047	16,495	8,538	96.1	0.44	876,096	132,385	58,260	21,183	52,942	392,888
市計 (熊本市除く)	401,066	389,594	11,472	9,824	8,104	96.4	0.42	394,783	109,493	54,164	14,878	40,452	200,081
美里町*	9,104	8,655	449	190	266	94.4	0.24	8,181	3,507	1,799	498	1,210	4,208
玉東町	4,017	3,836	181	120	59	94.4	0.31	2,221	2,027	366	368	1,293	1,878
南関町*	6,618	6,476	142	140	15	91.9	0.41	6,983	2,759	791	117	1,851	3,349
長洲町	8,189	8,093	96	75	84	94.9	0.55	5,829	745	575	54	116	4,170
和水町*	8,632	7,590	1,042	961	27	94.8	0.25	7,862	7,180	2,996	1,036	3,148	4,205
大津町*	18,279	16,831	1,448	682	110	89.7	0.77	16,990	4,683	2,779	357	1,547	7,990
菊陽町	16,041	15,263	778	567	107	93.1	0.98	16,139	4,979	1,906	389	2,685	8,646
南小国町*	5,019	4,366	653	600	477	89.2	0.21	3,367	1,394	885	5	505	2,207
小国町*	6,518	6,054	464	430	253	90.0	0.24	6,233	1,017	583	84	349	3,205
産山村*	2,260	2,169	91	77	73	89.5	0.16	2,175	943	734	39	171	1,096
高森町*	5,835	5,640	196	181	122	87.8	0.24	5,040	2,697	1,505	10	1,182	2,811
西原村*	10,810	10,101	708	540	429	94.4	0.42	9,476	3,914	1,943	259	1,712	2,823
南阿蘇村*	17,316	16,383	933	819	465	100.5	0.26	20,578	5,121	1,390	294	3,438	5,032
御船町*	14,997	14,346	651	447	11	94.7	0.37	16,370	2,098	801	268	1,030	4,803
嘉島町*	8,510	8,076	434	46	233	96.5	0.69	7,931	2,080	1,375	135	569	2,718
益城町*	48,493	46,791	1,702	1,159	908	93.7	0.56	38,847	5,506	1,119	891	3,496	7,325
甲佐町*	9,067	8,653	414	352	513	88.1	0.31	11,177	2,116	1,202	168	746	3,447
山都町*	14,133	13,595	538	257	165	84.3	0.22	8,266	2,624	1,116	316	1,192	7,115
氷川町	7,407	7,100	307	292	321	96.4	0.29	7,472	2,699	2,036	70	593	4,070
芦北町	11,028	10,601	427	347	52	92.1	0.34	10,009	4,177	1,431	63	2,682	6,096
津奈木町	3,266	3,116	150	132	42	87.8	0.23	2,299	3,114	681	597	1,836	1,963
錦町	5,943	5,763	179	113	9	91.6	0.40	4,915	2,042	1,430	30	581	3,240
多良木町	7,179	6,807	372	329	5	88.3	0.24	5,438	2,302	1,078	503	721	3,900
湯前町	3,575	3,374	201	159	57	97.4	0.17	2,681	1,871	830	43	998	1,873
水上村*	3,747	3,385	362	324	54	88.1	0.15	3,831	3,119	823	523	1,772	1,702
相良村	4,259	4,099	159	107	32	91.5	0.20	3,123	1,569	1,177	52	340	2,083
五木村*	2,915	2,860	55	51	196	88.2	0.22	3,128	2,442	595	319	1,528	1,298
山江村	3,646	3,319	327	322	27	90.2	0.15	3,437	2,062	816	268	978	1,856
球磨村	4,525	4,278	248	161	29	83.2	0.14	3,593	1,560	1,115	6	439	2,182
あさぎり町	11,552	10,900	653	618	76	88.9	0.23	10,417	8,982	5,637	0	3,345	6,303
苓北町	5,038	4,886	152	110	105	91.5	0.50	7,113	926	675	143	108	3,313
町村計	287,919	273,404	14,514	10,708	275	91.5	0.34	261,120	92,254	42,189	7,904	42,160	116,908
市町村計	1,096,061	1,061,500	34,562	27,203	8,263	92.9	0.37	1,137,216	224,639	100,449	29,088	95,102	509,796
市町村計 (熊本市除く)	688,985	662,998	25,987	20,532	7,829	93.0	0.36	655,903	201,747	96,353	22,782	82,612	316,989

表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。
 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。
 また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。
 市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

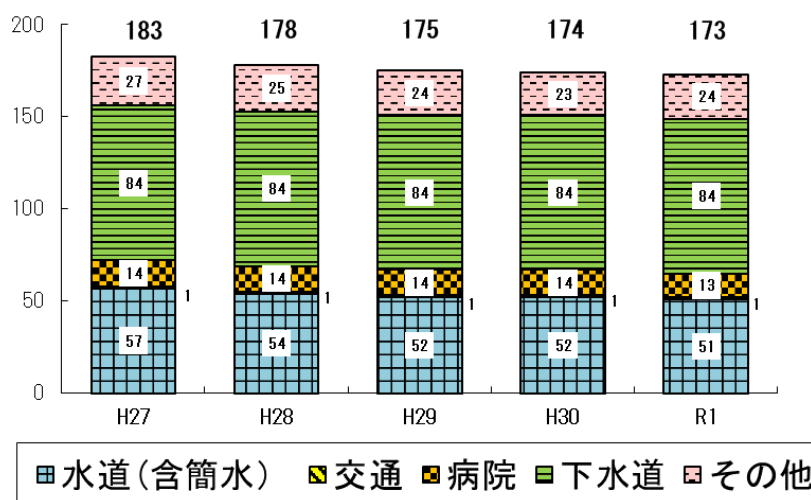
2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は2事業が設置、3事業が廃止され173事業(うち法適用企業73事業、法非適用事業100事業)となった。

図1 事業数の推移

(事業)



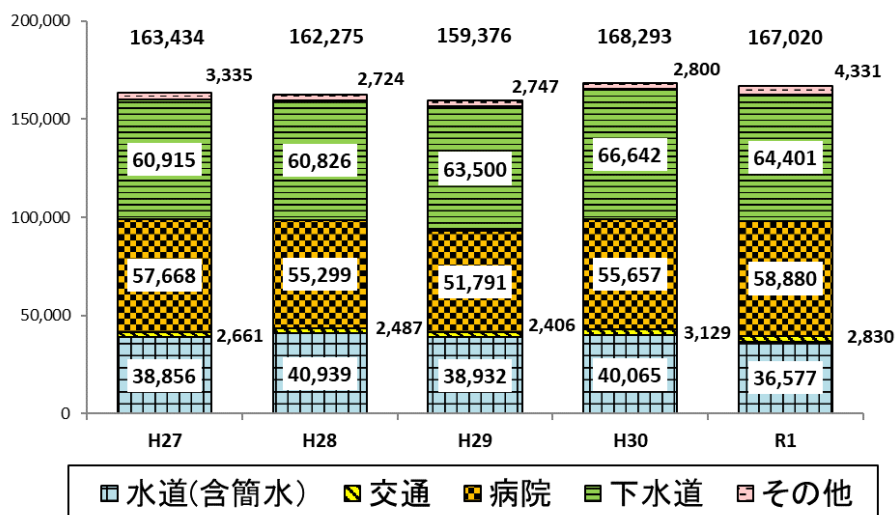
(2) 決算規模

決算規模は、熊本地震以降事業を縮小していた熊本市の病院事業が本格的な診療を開始したことにより、病院事業で増加したものの、それ以上に、熊本地震の災害復旧事業や老朽化に伴う更新工事に係る建設改良費が水道事業や下水道事業で減少したため、12億73百万円減少(対前年度比0.8%)し、1,670億20百万円となった。

決算規模とは：収益的支出(減価償却費を除く)、資本的支出及びそれらに係る消費税の合計

図2 決算規模の推移

(百万円)



(3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、熊本市の病院事業の、新病院への移設に伴う旧病院の解体等、特別損失が計上されたことなどにより黒字幅は減少したものの、依然 47 億 11 百万円の黒字となっている。黒字事業は 153 事業、赤字事業 20 事業となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、15 事業で、その額は熊本市の病院事業での赤字幅の増加等により、303 億 24 百万円に増加した。

法適用企業で不良債務を有する事業は、5 事業で、その額は山鹿市の病院事業での流動負債の増加等により、5 億 8 百万円に増加した。

法適用企業で資本不足¹となっている事業は、5 事業で、その額は病院事業において経営が悪化したこと等により、190 億 37 百万円に増加した。

表 3-1 全体の経営状況

(単位:百万円)

区分	収支額		黒字				赤字				
	H30		H30		R1		H30		R1		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	4,350	4,387	4,421	24	4,405	27	71	5	18	2
	交通	433	239	0	0	239	1	433	1	0	0
	病院	2,853	5,130	546	5	361	4	3,399	9	5,491	9
	下水道	3,403	3,469	3,585	19	3,562	18	183	7	92	8
	その他	51	32	51	4	32	4	0	0	0	0
小計	4,519	2,998	8,604	52	8,600	54	4,086	22	5,601	19	
法非適用企業	簡水	242	234	242	23	234	22	0	0	0	0
	下水道	338	862	338	58	869	57	0	0	7	1
	その他	477	617	477	19	617	20	0	0	0	0
小計	1,057	1,713	1,057	100	1,720	99	0	0	7	1	
合計	5,576	4,711	9,661	152	10,320	153	4,086	22	5,609	20	

表 3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

(単位:百万円)

区分	累積欠損金				不良債務				1: 資本不足				2: 資本不足				
	H30		R1		H30		R1		H30		R1		H30		R1		
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	75	3	55	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	24,461	9	29,353	8	0	0	99	1	14,114	3	19,029	3	8,276	2	9,258	3
	下水道	840	6	917	6	284	4	409	4	6	1	8	2	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	25,376	18	30,324	15	284	4	508	5	14,120	4	19,037	5	8,276	2	9,258	3	

1: 資本不足 資本不足額() = 資産合計 - 負債合計

2: 資本不足 資本不足額() = 資産合計 - {負債合計 - 繰延収益(長期前受金)}

貸借対照表上で負債として計上されている長期前受金に返済義務がないため、参考として、負債から長期前受金を控除した額を算出している。

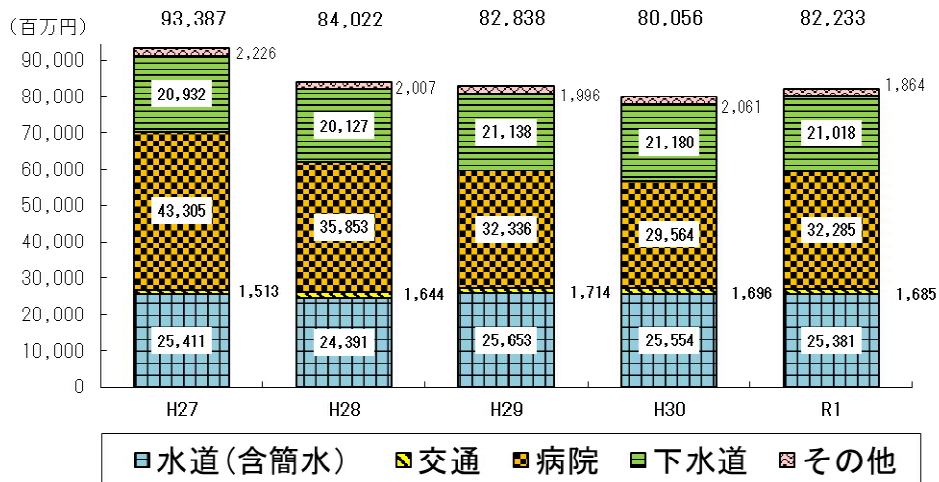
表 3-3 個別事業の経営状況

区分(団体数)		R1年度該当団体	H30年度からの増減
上水道	純損失(2)	錦町、上天草・宇城水道企業団	増：無し 減：南阿蘇村、益城町、甲佐町
	累積欠損金(1)	錦町	増：無し 減：益城町、上天草・宇城水道企業団
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
交通	純損失	無し	増：無し 減：熊本市
	累積欠損金	無し	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
病院	純損失(9)	熊本市、山鹿市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、山都町、小国町外1ヶ町公立病院組合、球磨郡公立多良木病院企業団	増：山鹿市、山都町 減：八代市、和水平
	累積欠損金(8)	熊本市、荒尾市、山鹿市、上天草市、宇城市、阿蘇市、和水平、小国町外1ヶ町公立病院組合	増：無し 減：八代市
	不良債務(1)	山鹿市	増：山鹿市 減：無し
	資本不足(3)	熊本市、山鹿市、阿蘇市	無し
下水道 (法適)	純損失(8)	山鹿市(特環)、宇城市(特環)、宇城市(農集)、合志市(公共)、合志市(特環)、合志市(農集)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	増：山鹿市(特環)、宇城市(特環) 減：宇城市(公共)
	累積欠損金(6)	合志市(公共)、合志市(特環)、合志市(農集)、菊陽町(農集)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	無し
	不良債務(4)	山鹿市(特環)、宇城市(公共)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	無し
	資本不足(2)	長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	増：長洲町(個別排水) 減：無し
簡易水道 (法非適)	赤字	無し	無し
下水道 (法非適)	赤字(1)	菊池市(特地排水)	増：菊池市(特地排水) 減：無し
その他 (法非適)	赤字	無し	無し

(4) 料金収入

料金収入は、簡易水道事業の上水道への統合に伴う打切決算など、経理処理の変更等により減少したものの、それ以上に熊本市の病院事業で新病院の本格的な診療開始に伴い診療収入が増加したこと等により、21億77百万円増加（対前年度比2.7%）し、822億33百万円となった。

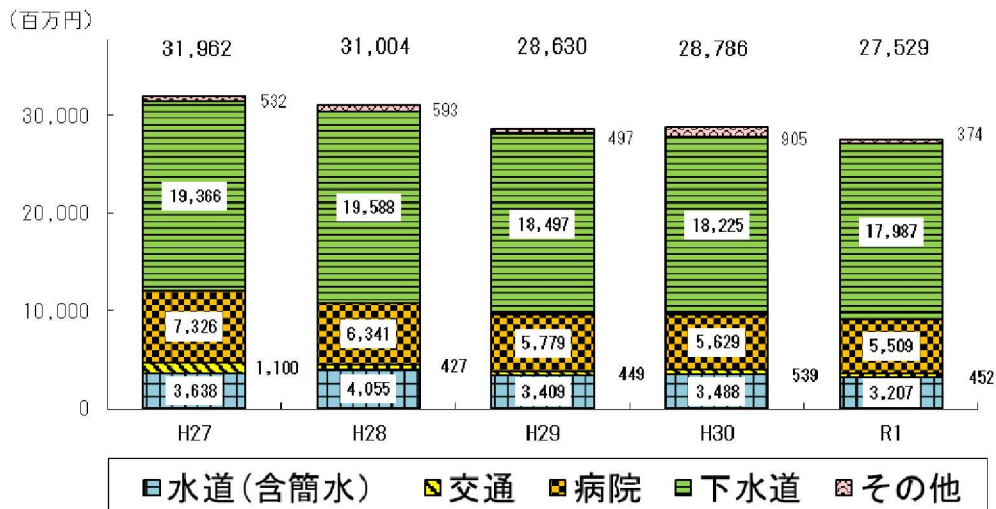
図4 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、宅地造成事業で土地開発に伴う繰入金が減少したこと等により、12億57百万円減少（対前年度比4.4%）し、275億29百万円となった。

図5 他会計繰入金の推移



(6) 建設投資

建設投資額は、熊本地震以降行われていた災害復旧事業の多くが前年度までに完了したこと等により、50億20百万円減少（対前年度比9.6%）し、474億85百万円となった。

建設投資に係る企業債発行額は、6億92百万円増加（対前年度比3.2%）し、226億36百万円となった。

国庫補助率の高い災害復旧事業が減少し、通常の建設改良事業の割合が増加したため、建設改良費は減少しているにもかかわらず、それに係る企業債の発行額は増加となった。

図 6-1 建設投資額の推移

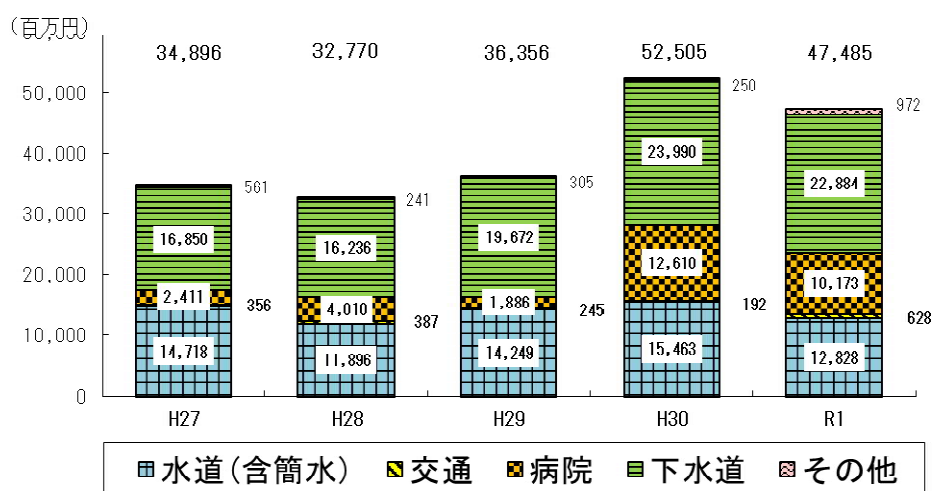
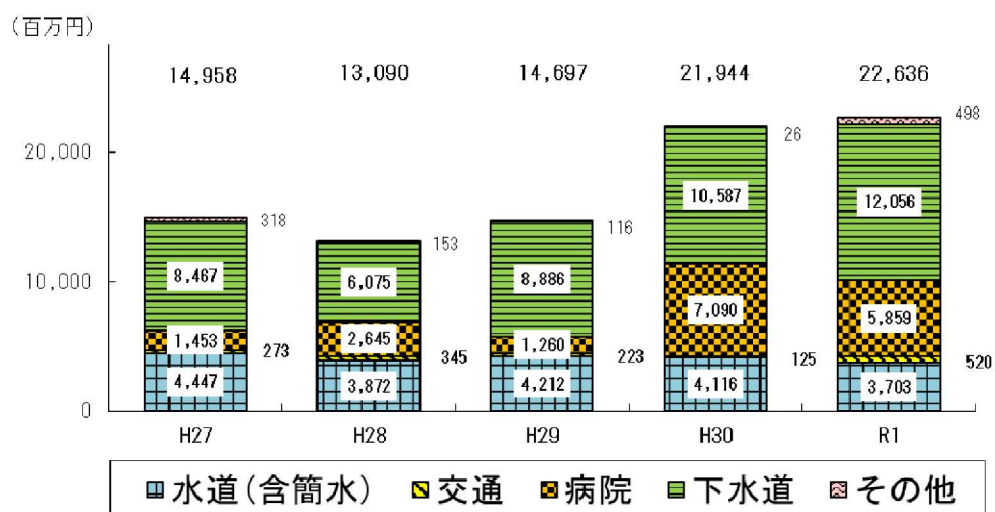


図 6-2 建設投資に係る企業債発行額の推移

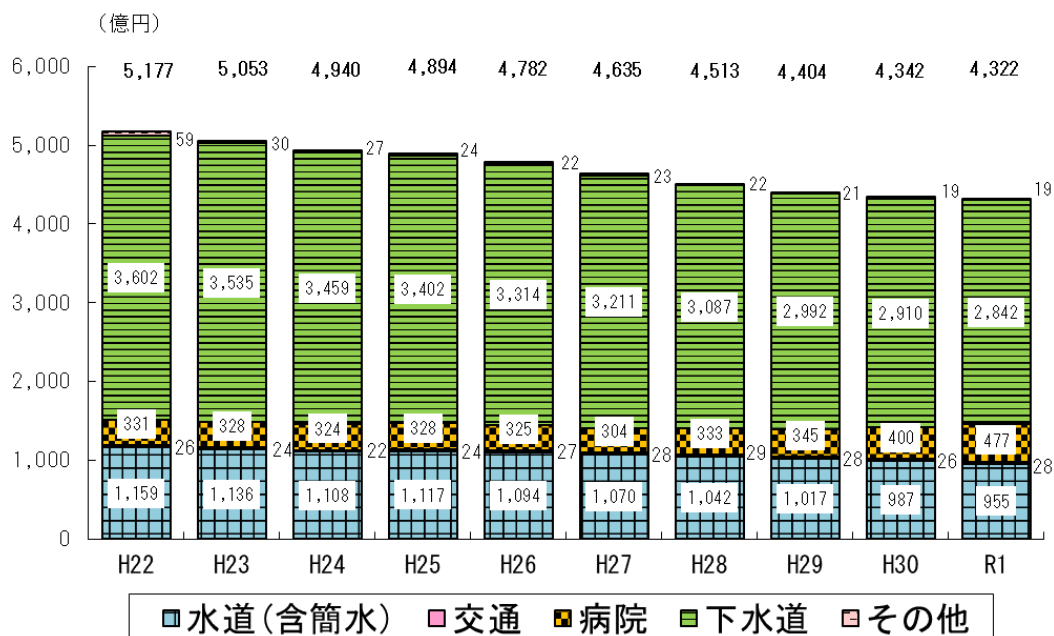
（借換えなどに係る企業債を除いたもの）



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、年間の発行額より償還額が多かったため、20億30百万円減少（対前年度比 0.5%）し、4,321億54百万円となった。

図7 企業債現在高の過去10年間の推移



令和元年度（2019年度）市町村等決算に係る健全化判断 比率等の概要（速報値）について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、7.7%（前年度からの増減なし））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、44.5%（前年度比 6.1ポイント））

（注）県内市町村の平均値は、いずれも熊本市を含む値である。

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて ¹ 11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じて ¹ 16.25～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	-
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

2. 公営企業の資金不足比率

- ・ 県内 145 の公営企業会計中、黒字の会計は 153 事業、赤字の会計は 20 事業ありましたが、資金不足が生じている会計はありません。

令和元年度(2019年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	H30	R1	増減	R1 (早期健全化基準)	R1 (早期健全化基準)	H30	R1	増減	H30	R1	増減	H30	R1	増減		
熊本市*	90.0	91.6	1.6	- (11.25)	- (16.25)	7.7	6.6	1.1	116.6	126.7	10.1	10,167	10,402	235		
八代市	93.6	94.8	1.2	- (11.69)	- (16.69)	10.1	9.6	0.5	91.3	95.9	4.6	3,050	3,057	7		
人吉市	98.8	99.9	1.1	- (13.55)	- (18.55)	5.7	5.0	0.7	46.6	64.4	17.8	563	303	260		
荒尾市	89.5	91.1	1.6	- (13.09)	- (18.09)	9.4	9.3	0.1	-	-	-	4,948	4,562	386		
水俣市	101.1	101.7	0.6	- (13.73)	- (18.73)	11.3	10.7	0.6	42.8	52.6	9.8	1,642	1,002	640		
玉名市	96.4	99.7	3.3	- (12.60)	- (17.60)	8.1	8.1	0.0	6.6	0.3	6.3	7,099	6,346	753		
山鹿市	97.2	99.8	2.6	- (12.67)	- (17.67)	9.4	9.5	0.1	-	-	-	11,510	11,739	229		
菊池市	94.4	97.3	2.9	- (12.80)	- (17.80)	9.5	10.5	1.0	-	4.0	4.0	8,339	7,328	1,011		
宇土市*	94.8	95.5	0.7	- (13.61)	- (18.61)	9.4	9.8	0.4	22.1	2.7	19.4	2,978	3,454	476		
上天草市	94.8	97.7	2.9	- (13.32)	- (18.32)	11.7	11.9	0.2	-	-	-	4,809	3,953	856		
宇城市*	95.1	95.0	0.1	- (12.65)	- (17.65)	10.2	8.9	1.3	5.4	2.0	3.4	9,466	10,187	721		
阿蘇市*	93.2	95.0	1.8	- (13.42)	- (18.42)	7.5	7.7	0.2	69.0	57.1	11.9	1,667	1,667	0		
天草市	93.3	95.0	1.7	- (11.75)	- (16.75)	9.0	9.2	0.2	24.8	25.3	0.5	11,869	10,879	990		
合志市	87.8	91.2	3.4	- (12.94)	- (17.94)	5.2	5.7	0.5	-	-	-	4,280	4,564	284		
美里町*	92.5	94.4	1.9	- (15.00)	- (20.00)	5.6	5.9	0.3	-	-	-	2,317	2,298	19		
玉東町	94.4	94.4	0.0	- (15.00)	- (20.00)	4.9	4.5	0.4	-	-	-	793	734	59		
南関町*	92.4	91.9	0.5	- (15.00)	- (20.00)	7.9	8.1	0.2	-	7.0	7.0	908	908	0		
長洲町	95.7	94.9	0.8	- (15.00)	- (20.00)	9.1	7.6	1.5	60.3	47.0	13.3	546	629	83		
和水町*	91.1	94.8	3.7	- (15.00)	- (20.00)	9.0	10.1	1.1	-	-	-	4,100	4,032	68		
大津町*	86.8	89.7	2.9	- (13.75)	- (18.75)	10.6	9.6	1.0	-	-	-	2,948	3,136	188		
菊陽町	93.1	93.1	0.0	- (13.59)	- (18.59)	7.9	6.6	1.3	-	-	-	2,404	2,294	110		
南小国町*	99.0	89.2	9.8	- (15.00)	- (20.00)	6.1	5.9	0.2	38.1	12.0	26.1	766	889	123		
小国町*	88.4	90.0	1.6	- (15.00)	- (20.00)	10.8	9.7	1.1	35.0	34.7	0.3	606	668	62		
産山村*	88.7	89.5	0.8	- (15.00)	- (20.00)	9.2	8.3	0.9	-	-	-	822	773	49		
高森町*	90.7	87.8	2.9	- (15.00)	- (20.00)	5.8	5.7	0.1	-	-	-	1,411	1,515	104		
西原村*	95.7	94.4	1.3	- (15.00)	- (20.00)	4.3	5.4	1.1	-	-	-	1,494	2,202	708		
南阿蘇村*	97.4	100.5	3.1	- (14.98)	- (19.98)	7.0	8.0	1.0	14.1	24.7	10.6	1,396	1,684	288		
御船町*	94.7	94.7	0.0	- (15.00)	- (20.00)	6.9	8.2	1.3	112.2	98.6	13.6	874	1,068	194		
嘉島町*	91.2	96.5	5.3	- (15.00)	- (20.00)	7.2	7.6	0.4	67.8	68.7	0.9	1,663	1,511	152		
益城町*	93.8	93.7	0.1	- (13.94)	- (18.94)	8.1	7.9	0.2	21.4	32.2	10.8	1,629	2,010	381		
甲佐町*	88.1	88.1	0.0	- (15.00)	- (20.00)	6.2	6.4	0.2	59.4	55.1	4.3	936	1,369	433		
山都町*	86.7	84.3	2.4	- (14.01)	- (19.01)	5.3	4.8	0.5	25.5	16.6	8.9	1,319	1,431	112		
氷川町	93.2	96.4	3.2	- (15.00)	- (20.00)	5.2	5.9	0.7	30.4	39.8	9.4	2,275	2,106	169		
芦北町	92.3	92.1	0.2	- (14.40)	- (19.40)	4.2	4.1	0.1	-	-	-	1,497	1,495	2		
津奈木町	89.0	87.8	1.2	- (15.00)	- (20.00)	1.7	1.8	0.1	-	-	-	1,294	1,278	16		
錦町	89.3	91.6	2.3	- (15.00)	- (20.00)	9.1	9.2	0.1	85.5	76.5	9.0	1,430	1,460	30		
多良木町	93.3	88.3	5.0	- (15.00)	- (20.00)	9.1	8.6	0.5	49.3	41.7	7.6	1,578	1,581	3		
湯前町	99.0	97.4	1.6	- (15.00)	- (20.00)	3.8	4.2	0.4	-	-	-	922	873	49		
水上村*	82.9	88.1	5.2	- (15.00)	- (20.00)	6.4	8.0	1.6	-	-	-	1,487	1,346	141		
相良村	90.3	91.5	1.2	- (15.00)	- (20.00)	8.6	8.0	0.6	18.7	18.1	0.6	1,283	1,229	54		
五木村*	89.7	88.2	1.5	- (15.00)	- (20.00)	7.3	7.0	0.3	-	-	-	858	914	56		
山江村	93.1	90.2	2.9	- (15.00)	- (20.00)	9.7	10.7	1.0	-	-	-	1,211	1,084	127		
球磨村	82.7	83.2	0.5	- (15.00)	- (20.00)	5.9	5.5	0.4	-	-	-	1,117	1,121	4		
あさぎり町	88.8	88.9	0.1	- (14.31)	- (19.31)	8.5	8.3	0.2	-	-	-	5,589	5,637	48		
苓北町	94.7	91.5	3.2	- (15.00)	- (20.00)	12.4	13.0	0.6	121.5	107.6	13.9	726	819	93		
市町村平均 (単純平均)	92.4	92.9	0.5	-	-	7.7	7.7	0.0	50.6	44.5	6.1	2,902	2,879	23		

実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。

()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

前年度に引き続き、全団場で実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

実質公債費比率の早期健全化基準: 25%

将来負担比率の早期健全化基準 :350%

市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみ収支である。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失(赤字)を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積したものをいう。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

流動資産 現金及び短期間(1年)のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【**実質赤字比率**】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{一般会計等の実質赤字額} / \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% 2 財政再生基準：20%

【**連結実質赤字比率**】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{連結実質赤字額} / \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% 2 財政再生基準：30%

【**実質公債費比率**】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） -

$$\frac{\left(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)} \times 100\%$$

- ・平成 18 年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：25% 2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝ [流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産] － 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝ [繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高] － 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（ ＋ ）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔 解消可能資金不足額の算定方法 〕

次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける(売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する)。

(2) 事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度(利用料金制) を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模) を示す資本及び負債の合計額を用いる。